

農業経営基盤強化促進基本構想

現行	改正案
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <u>令和5年9月</u> 佐呂間町	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <u>令和〇年〇月</u> 佐呂間町
目次 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 1. 佐呂間町の農業の概要 1 2. 佐呂間町農業の現状と課題 1 3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向 2 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 4 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 6 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 23 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 25 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方 25 2. 本町が主体的に行う取組 25 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方 25 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 <u>25</u> 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 26 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 26 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 26 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 <u>26</u> 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 <u>26</u> 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 27 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 30	目次 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 1. 佐呂間町の農業の概況 1 2. 佐呂間町農業の現状と課題 1 3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向 2 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 4 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標 6 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 23 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 25 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方 25 2. 本町が主体的に行う取組 25 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方 25 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 <u>26</u> 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 26 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 26 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 <u>26</u> 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 <u>27</u> 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 <u>27</u> 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 27 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 30

<p>4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 <u>30</u></p> <p>5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 31</p> <p>第7 その他 31</p>	<p>4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 <u>31</u></p> <p>5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 31</p> <p>第7 その他 <u>31</u></p>
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1. 佐呂間町の農業の概要</p> <p>佐呂間町は、北海道東部、オホーツク管内のほぼ中央に位置し、北海道で一番大きい湖「サロマ湖」を有し、東西に31.32km、南北に18.18kmと狭長、総面積404.94k㎡で、うち70.6%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、殆どが傾斜地に切り開かれている。</p> <p>気候は、湖沿岸を除き気温差の激しい内陸性を示し、夏は35℃を超え、冬は-20℃を下回る年間気温差があり、昼夜の寒暖の差も厳しく、加えて全国有数の日照時間の多い地域です。</p> <p>地質は大きく2つに区分され、佐呂間別川沿の平坦面とその両側に発達する山地とに分かれ、土壌は湖・海などの作用で運搬堆積、扇状堆土、崩石土等からなり、堆積時代より沖積土（養分含量の多い肥沃地で主として低地帯）、洪積土（大部分が高台地で重粘緊密、瘠薄地で酸性が強い）又一部には、泥炭土が存在する。</p> <p>農業は、田畑中心から大冷害を契機に寒冷地農業基盤を確立するため、酪農・肉用牛・畑作経営への転換を進め、現在は酪農を中心に麦作を取り入れた複合経営を推奨し、畑作では麦類、てん菜、大豆、かぼちゃを基幹とし、酪農とともに生産性の高い農業が展開されている。</p> <p>2. 佐呂間町農業の現状と課題</p> <p>本町の1戸当たりの経営耕地面積は、平成27年は43.0haであったが令和2年は49.0haと経営規模は年々拡大傾向にある。しかし、拡大の要因は農家戸数の減少であり、平成27年から令和2年までの5年間で14戸減少し、令和2年は131戸となっている。後継者不足により農家戸数はさらに減少することが見込まれ、労働力においても高齢化やコロナの影響による外国人研修生の減少が課題となっている。</p> <p>農畜産物を巡る情勢では、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定など輸入農産物の増加に伴う価格の低迷や生産資材の高騰、さらにコロナの影響によ</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1. 佐呂間町の農業の概況</p> <p>佐呂間町は、北海道東部、オホーツク管内のほぼ中央に位置し、北海道で一番大きい湖「サロマ湖」を有し、東西に31.32km、南北に18.18kmと狭長、総面積404.94k㎡で、うち70.6%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、殆どが傾斜地に切り開かれている。</p> <p>気候は、湖沿岸を除き気温差の激しい内陸性を示し、夏は35℃を超え、冬は-20℃を下回る年間気温差があり、昼夜の寒暖の差も厳しく、加えて全国有数の日照時間の多い地域です。</p> <p>地質は大きく2つに区分され、佐呂間別川沿の平坦面とその両側に発達する山地とに分かれ、土壌は湖・海などの作用で運搬堆積、扇状堆土、崩石土等からなり、堆積時代より沖積土（養分含量の多い肥沃地で主として低地帯）、洪積土（大部分が高台地で重粘緊密、瘠薄地で酸性が強い）又一部には、泥炭土が存在する。</p> <p>農業は、田畑中心から大冷害を契機に寒冷地農業基盤を確立するため、酪農・肉用牛・畑作経営への転換を進め、現在は酪農を中心に麦作を取り入れた複合経営を推奨し、畑作では麦類、てん菜、大豆、かぼちゃを基幹とし、酪農とともに生産性の高い農業が展開されている。</p> <p>2. 佐呂間町農業の現状と課題</p> <p>本町の1戸当たりの経営耕地面積は、令和2年は49.0haであったが令和7年は57.0haと経営規模は年々拡大傾向にある。しかし、拡大の要因は農家戸数の減少であり、令和2年から令和7年までの5年間で26戸減少し、令和7年は105戸となっている。後継者不足により農家戸数はさらに減少することが見込まれ、労働力においても高齢化による労働力不足が課題となっている。</p> <p>農畜産物を巡る情勢では、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定など輸入農産物の増加に伴う価格の低迷や生産資材の高騰、さらに不安定な国際情勢を要因とした物価高騰による消費低迷など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを</p>

る農畜産物の消費低迷など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況の中、本町の農業が地域社会や地域経済の基盤として持続的に発展していくためには、国が掲げる「地域の活力創造プラン」や北海道が策定した「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」、佐呂間町の「農業振興条例」及び「農業振興計画」を基本とし、各種施策を積極的に展開することが重要である。

(1) 地域営農支援システムづくり

労働力不足の解消やゆとりある農業経営、また生産性の向上を図るため、酪農ヘルパーやコントラクター事業、乳牛哺育育成センターやTMRセンターなど、地域営農支援システムの充実に取り組んでいる。またスマート農業の導入により、労働力・生産コストの低減、農産物の安定生産、品質の向上が図られている。今後も更なる充実と積極的な活用努めることにより、地域農業の活性化を図ることが重要である。

(2) 担い手の確保、後継者の育成

後継者不足による担い手の減少と高齢化による労働者不足により、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念されているが、経営規模が拡大する中、高い技術と優れた経営管理能力をもつ農業者の育成・確保が強く求められている。

このためには、農家子弟の農家への就労を促すばかりでなく、農業以外から農業に意欲のある人材の就農を促すことが必要であることから、関係機関と連携し新規就農者誘致に取り組む必要がある。

(3) 生産基盤の整備

生産基盤整備は、国営・道営・団体営の各種補助事業を活用し、農地造成、区画整理、客土、暗渠排水、農道、明渠排水や圃場整備等を進めてきたが、離農が進み経営規模が拡大する中、遊休化を防ぐためにも担い手への円滑な農地集積を図る必要がある。

また、計画的な土壌改良資材や有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理により地力増進を図る必要がある。

(4) 環境対策

家畜糞尿の適正処理と耕畜連携による有効利用により、環境と調和した持続的な農業生産を推進していく必要がある。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、経営体質と生産基盤の強化を図り、生産額の増加と生産コストの縮減による農業所得の増大、また農業経営体を支える営農支援組織などによる効率的かつ安定的な農

増している。

このような状況の中、本町の農業が地域社会や地域経済の基盤として持続的に発展していくためには、国が掲げる「地域の活力創造プラン」や北海道が策定した「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」、佐呂間町の「農業振興条例」を基本とし、各種施策を積極的に展開することが重要である。

(1) 地域営農支援システムづくり

労働力不足の解消やゆとりある農業経営、また生産性の向上を図るため、酪農ヘルパーやコントラクター事業、乳牛哺育育成センターやTMRセンターなど、地域営農支援システムの充実に取り組んでいる。またスマート農業の導入により、労働力・生産コストの低減、農産物の安定生産、品質の向上が図られている。今後も更なる充実と積極的な活用努めることにより、地域農業の活性化を図ることが重要である。

(2) 担い手の確保、後継者の育成

後継者不足による担い手の減少と高齢化による労働者不足により、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念されているが、経営規模が拡大する中、高い技術と優れた経営管理能力をもつ農業者の育成・確保が強く求められている。

このためには、農家子弟の農家への就労を促すばかりでなく、農業以外から農業に意欲のある人材の就農を促すことが必要であることから、関係機関と連携し新規就農者誘致に取り組む必要がある。

(3) 生産基盤の整備

生産基盤整備は、国営・道営・団体営の各種補助事業を活用し、農地造成、区画整理、客土、暗渠排水、農道、明渠排水や圃場整備等を進めてきたが、離農が進み経営規模が拡大する中、遊休化を防ぐためにも担い手への円滑な農地集積を図る必要がある。

また、計画的な土壌改良資材や有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理により地力増進を図る必要がある。

(4) 環境対策

家畜糞尿の適正処理と耕畜連携による有効利用により、環境と調和した持続的な農業生産を推進していく必要がある。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図り、生産額の増加と生産コストの縮減による農業所得の増大、また農業経営体を支える営農支援組織などによる効率的かつ

業経営を育成・確保し、担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。
また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、本町における優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者 1人当たりおおむね <u>500万円</u>
目標年間労働時間	主たる従事者 1人当たり 1,700～2,000 時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

① 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど、関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）

つ安定的な農業経営を育成・確保し、担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従業者並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者 1人当たりおおむね <u>520万円</u>
目標年間労働時間	主たる従事者 1人当たり 1,700～2,000 時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担うものであり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

① 認定農業者制度の活用

認定農業者制度の活用による効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど、地域の関係機関・団体と連携した農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための家族経営協定等に基づく夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進、経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を推進する。

の略

②農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を15経営体（令和4年1月現在：11経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

③新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

②農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進するとともに、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

なお、令和17年度（2035年度）における農業法人数を5,600経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和17年度における農業法人数の目標数を15経営体（令和8年4月現在：11経営体）とする。

③新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立ったUターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や農業担い手育成センターによる就農に向けた情報提供・相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要な資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進する。

④経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

④労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

⑤女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号以下「法」という。）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセ

⑤労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

⑥女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに、女性農業者のネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を發揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援組織の育成・確保

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の

ンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の体制を強化し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町における新規就農者は、過去10年間、減少傾向にあるが、酪農・畑作の専門化を推進し、維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標農業所得、主たる従事者1人あたり年間概ね500万円）を目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の250万円の達成を目標とする。

育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化やオペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町における新規就農者は令和7年以降5人であるが、継続的に確保が見込めないことから、酪農・畑作の専門化を推進し、維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年度における所得水準及び労働時間は、本町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標農業所得、主たる従事者1人あたり年間概ね520万円）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の260万円の達成を目標とする。

<p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。</p>	<p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。 ※営農類型「畑作・野菜」のみ変更（酪農、肉用牛等に変更なし）</p>

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 40haタイプ	〈作付面積〉 秋まき小麦 = 9.0 ha 春まき小麦 = 6.0 ha てんさい(移植) = 9.0 ha てんさい(直播) = 4.0 ha 大豆 = 9.0 ha かぼちゃ = 3.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha	〈個人所有機械〉 トラクター フロントローダー トラック フォークリフト てん菜移植機 ビートハーベスター ビートタッパー グレンドリル ブランター ブロードキャスター ライムソー スプレヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカッターローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・コンピュータ利用による経営管理を行う。 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	9.0	660.0	59,400
春まき小麦	6.0	360.0	21,600
てんさい(移植)	9.0	6,500.0	585,000
てんさい(直播)	4.0	4,800.0	192,000
大豆	9.0	275.0	24,750
かぼちゃ	3.0	1,800.0	54,000
経営面積	40.0	うち借地 9.0ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	9.0	2,406	8,884	5,070	6,220
春まき小麦	6.0	950	2,580	3,337	193
てんさい(移植)	9.0	6,143	3,258	5,835	3,566
てんさい(直播)	4.0	2,016	1,939	1,997	1,958
大豆	9.0	3,762	2,028	4,006	1,784
かぼちゃ	3.0	2,797	0	2,700	97
共通経費				1,918	▲1,918
合計	40.0	18,074	18,689	24,863	11,900

農業所得率 32.4 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 66	人

労働時間	家族労働時間	2,160 hr	1人当たり	1,080 hr
	雇用労働時間	525 hr		

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 40haタイプ	〈作付面積〉 秋まき小麦 = 12.0 ha 春まき小麦 = 10.0 ha てんさい(直播) = 7.0 ha 大豆 = 9.0 ha かぼちゃ = 2.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha	〈個人所有機械〉 トラクター フロントローダー トラック フォークリフト ビートハーベスター ビートタッパー グレンドリル ブランター ブロードキャスター ライムソー スプレヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカッターローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・コンピュータ利用による経営管理を行う。 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	12.0	660.0	79,200
春まき小麦	10.0	360.0	36,000
てんさい(直播)	7.0	4,800.0	336,000
大豆	9.0	275.0	24,750
かぼちゃ	2.0	1,800.0	36,000
経営面積	40.0	うち借地 9.0ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	12.0	3,208	11,845	6,760	8,293
春まき小麦	10.0	1,583	4,300	5,562	321
てんさい(直播)	7.0	3,528	3,393	3,495	3,426
大豆	9.0	3,762	2,028	4,006	1,784
かぼちゃ	2.0	1,864		1,800	64
共通経費				1,807	▲1,807
合計	40.0	13,945	21,566	23,430	12,081

農業所得率 34.0 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 66	人

労働時間	家族労働時間	2,160 hr	1人当たり	1,080 hr
	雇用労働時間	525 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
② 畑作・野菜 60haタイプ	<作付面積> 秋まき小麦 = 20.0 ha 春まき小麦 = 9.0 ha てんさい(移植) = 10.0 ha てんさい(直播) = 5.0 ha 大豆 = 10.0 ha かぼちゃ = 3.0 ha 休閒緑肥 = 3.0 ha <経営面積> 60.0 ha	<個人所有機械> トラクター フロントローダー トラック フォークリフト てん菜移植機 ビートハーベスター ビータッター グレンドリル ブランター ブロードキャスター ライムソウ スプレーヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカットローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援システムによる雇用確保に努める。 堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る 農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 コンピュータ利用による経営管理を行う。 青色申告の実施 簿式簿記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	20.0	660.0	132,000
春まき小麦	9.0	360.0	32,400
てんさい(移植)	10.0	6,500.0	650,000
てんさい(直播)	5.0	4,800.0	240,000
大豆	10.0	275.0	27,500
かぼちゃ	3.0	1,800.0	54,000
休閒緑肥	3.0		0
経営面積	60.0	うち借地	25.0ha

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	20.0	5,346	12,890	12,034	6,202
春まき小麦	9.0	1,426	7,446	5,672	3,200
てんさい(移植)	10.0	6,825	4,648	6,846	4,627
てんさい(直播)	5.0	2,520	1,716	2,565	1,671
大豆	10.0	4,180	4,182	4,518	3,844
かぼちゃ	3.0	2,797	0	2,700	97
休閒緑肥	3.0			275	▲ 275
共通経費				2,845	▲ 2,845
合計	60.0	23,094	30,882	37,455	16,521

農業所得率 30.6 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 78	人

労働時間	家族労働時間	2,470 hr	1人当たり	1,235 hr
	雇用労働時間	622 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
② 畑作・野菜 60haタイプ	<作付面積> 秋まき小麦 = 20.0 ha 春まき小麦 = 15.0 ha てんさい(直播) = 10.0 ha 大豆 = 10.0 ha かぼちゃ = 2.0 ha 休閒緑肥 = 3.0 ha <経営面積> 60.0 ha	<個人所有機械> トラクター フロントローダー トラック フォークリフト ビートハーベスター ビータッター グレンドリル ブランター ブロードキャスター ライムソウ スプレーヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカットローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援システムによる雇用確保に努める。 堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る 農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 コンピュータ利用による経営管理を行う。 青色申告の実施 簿式簿記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	20.0	660.0	132,000
春まき小麦	15.0	360.0	54,000
てんさい(直播)	10.0	4,800.0	480,000
大豆	10.0	275.0	27,500
かぼちゃ	2.0	1,800.0	36,000
休閒緑肥	3.0		0
経営面積	60.0	うち借地	25.0ha

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	20.0	5,346	12,890	12,034	6,202
春まき小麦	15.0	2,377	12,410	9,453	5,334
てんさい(直播)	10.0	5,040	3,432	5,130	3,342
大豆	10.0	4,180	4,182	4,518	3,844
かぼちゃ	2.0	1,865	0	1,800	65
休閒緑肥	3.0			275	▲ 275
共通経費				2,730	▲ 2,730
合計	60.0	18,808	32,914	35,940	15,782

農業所得率 30.5 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 78	人

労働時間	家族労働時間	2,470 hr	1人当たり	1,235 hr
	雇用労働時間	622 hr		

当農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
③ 畑作・野菜 100haタイプ 【法人】	(作付面積) 秋まき小麦 = 15.0 ha 春まき小麦 = 10.0 ha てんさい(移植) = 15.0 ha てんさい(直播) = 10.0 ha 大豆 = 15.0 ha かぼちゃ = 7.0 ha 馬鈴しょ(加工) = 10.0 ha そば = 15.0 ha 休閒緑肥 = 3.0 ha (経営面積) 100.0 ha	(個人所有機械) トラクター フロントローダー トラック ブラウ ローターリーハロー カルチベーター スプレヤー サブソイラー マニアスプレッター ブロードキャスター グレンドリル 総合施肥は種機 甜菜ミニプラント 甜菜移植機 マルチャー ビートタッパー ビートハーベスター カマボコ培土機 ポテトプランター ポテトディガー ポテトハーベスター ストローチョッパー 野菜移植機 マルチャー	・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・市場動向に即した計画的作付 ・露地、施設野菜の組み合わせによる労働力と出荷時期の調整 ・社会保険の加入と定期的休暇による労働条件の整備 ・構成員間のコミュニケーションをはかり、責任分野の明確化に努める。 ・コンピューター利用による経営管理を行う。

生産状況			
分類	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	15.0	660.0	99,000
春まき小麦	10.0	360.0	36,000
てんさい(移植)	15.0	6,500.0	975,000
てんさい(直播)	10.0	4,800.0	480,000
大豆	15.0	275.0	41,250
かぼちゃ	7.0	1,800.0	126,000
馬鈴しょ(加工)	10.0	4,000.0	400,000
そば	15.0	100.0	15,000
休閒緑肥	3.0	0.0	0
経営面積	100.0	うち借地 40.5ha	

農業所得					
分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	15.0	4,010	9,668	9,026	4,652
春まき小麦	10.0	1,584	8,273	6,302	3,555
てんさい(移植)	15.0	10,238	6,972	10,269	6,941
てんさい(直播)	10.0	5,040	3,432	5,130	3,342
大豆	15.0	6,270	6,273	6,777	5,766
かぼちゃ	7.0	6,526	0	6,300	226
馬鈴しょ(加工)	10.0	9,694	0	7,166	2,528
そば	15.0	2,884	4,738	3,518	4,104
休閒緑肥	3.0	0	0	275	▲ 275
共通経費				4,774	▲ 4,774
合計	100.0	46,246	39,356	59,537	26,065

農業所得率 30.4 %

家族労働者数	6	人
雇用労働者数	92	人

労働時間	家族労働時間	7,116 hr	1人当たり	1,186 hr
	雇用労働時間	239 hr		

当農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
③ 畑作・野菜 100haタイプ 【法人】	(作付面積) 秋まき小麦 = 40.0 ha 春まき小麦 = 20.0 ha てんさい(直播) = 10.0 ha 大豆 = 20.0 ha かぼちゃ = 5.0 ha 休閒緑肥 = 5.0 ha (経営面積) 100.0 ha	(個人所有機械) トラクター フロントローダー トラック ブラウ ローターリーハロー カルチベーター スプレヤー サブソイラー マニアスプレッター ブロードキャスター グレンドリル 総合施肥は種機 マルチャー ビートタッパー ビートハーベスター カマボコ培土機 ストローチョッパー マルチャー	・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・市場動向に即した計画的作付 ・露地、施設野菜の組み合わせによる労働力と出荷時期の調整 ・社会保険の加入と定期的休暇による労働条件の整備 ・構成員間のコミュニケーションをはかり、責任分野の明確化に努める。 ・コンピューター利用による経営管理を行う。

生産状況			
分類	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	40.0	660.0	264,000
春まき小麦	20.0	360.0	72,000
てんさい(直播)	10.0	4,800.0	480,000
大豆	20.0	275.0	55,000
かぼちゃ	5.0	1,800.0	90,000
休閒緑肥	5.0	0.0	0
経営面積	100.0	うち借地 40.5ha	

農業所得					
分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	40.0	10,693	25,781	24,069	12,405
春まき小麦	20.0	3,168	16,546	12,604	7,110
てんさい(直播)	10.0	5,040	3,432	5,130	3,342
大豆	20.0	8,360	8,364	9,036	7,688
かぼちゃ	5.0	4,661	0	4,500	161
休閒緑肥	5.0	0	0	458	▲ 458
共通経費				4,864	▲ 4,864
合計	100.0	31,922	54,123	60,661	25,384

農業所得率 29.5 %

構成員数	6	人
雇用労働者数	92	人

労働時間	構成員労働時間	7,116 hr	1人当たり	1,186 hr
	雇用労働時間	239 hr		

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4(2)②に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4(2)②に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

※営農類型「畑作・野菜」のみ変更（酪農、肉用牛等に変更なし）

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4(2)②に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様であるただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 20ha以内	<作付面積> 秋まき小麦 = 4.5 ha 春まき小麦 = 3.0 ha てんさい(移植) = 4.5 ha てんさい(直播) = 2.0 ha 大豆 = 4.5 ha かぼちゃ = 1.5 ha <経営面積> 20.0 ha	<個人所有機械> トラクター 75・55ps フロントローダー 55ps用 トラック 2t 軽トラック ブラウ 16×2 ローターハロー 2.2m カルチベーター 4畦 スプレヤー 800ℓ サブソイラー 2本爪 ブロードキャスター 600 アップカットロータリ 2.6m ハイパーローター 2.4m スプリングハロー <機械共同利用> マニアスプレッター 5.2m ³ グレンドリル 16条 総合施肥は種機 4条 甜菜ミニプラント 甜菜移植機 4畦 マルチャー ビートタッパー 4畦 ビートハーベスター 1畦 野菜移植機	・地域支援システムによる雇用確保に努める ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める ・コンピュータ利用による経営管理を行う ・青色申告の実施 ・複式簿記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	4.5	660.0	29,700
春まき小麦	3.0	360.0	10,800
てんさい(移植)	4.5	6,500.0	292,500
てんさい(直播)	2.0	4,800.0	96,000
大豆	4.5	275.0	12,375
かぼちゃ	1.5	1,800.0	777
経営面積	20.0	うち借地 4.5ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	4.5	1,203	4,442	2,535	3,110
春まき小麦	3.0	475	1,290	1,669	96
てんさい(移植)	4.5	3,072	1,629	2,918	1,783
てんさい(直播)	2.0	1,008	970	999	979
大豆	4.5	1,881	1,014	2,003	892
かぼちゃ	1.5	1,399	0	1,350	49
共通経費				959	▲959
合計	20.0	9,038	9,345	12,433	5,950

農業所得率 32.4 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 70	人

労働時間	家族労働時間	2,681 hr	1人当たり	1,341 hr
	雇用労働時間	560 hr		

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4(2)②に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様であるただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 20ha以内	<作付面積> 秋まき小麦 = 6.0 ha 春まき小麦 = 5.0 ha てんさい(直播) = 3.5 ha 大豆 = 4.5 ha かぼちゃ = 1.0 ha <経営面積> 20.0 ha	<個人所有機械> トラクター 75・55ps フロントローダー 55ps用 トラック 2t 軽トラック ブラウ 16×2 ローターハロー 2.2m カルチベーター 4畦 スプレヤー 800ℓ サブソイラー 2本爪 ブロードキャスター 600 アップカットロータリ 2.6m ハイパーローター 2.4m スプリングハロー <機械共同利用> マニアスプレッター 5.2m ³ グレンドリル 16条 総合施肥は種機 4条 マルチャー ビートタッパー 4畦 ビートハーベスター 1畦 野菜移植機	・地域支援システムによる雇用確保に努める ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める ・コンピュータ利用による経営管理を行う ・青色申告の実施 ・複式簿記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	6.0	660.0	39,600
春まき小麦	5.0	360.0	18,000
てんさい(直播)	3.5	4,800.0	168,000
大豆	4.5	275.0	12,375
かぼちゃ	1.0	1,800.0	18,000
経営面積	20.0	うち借地 4.5ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	6.0	1,604	5,922	3,380	4,146
春まき小麦	5.0	792	2,150	2,781	161
てんさい(直播)	3.5	1,764	1,696	1,748	1,712
大豆	4.5	1,881	1,014	2,003	892
かぼちゃ	1.0	932	0	903	29
共通経費				904	▲904
合計	20.0	6,973	10,782	11,719	6,036

農業所得率 34.0 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 70	人

労働時間	家族労働時間	2,681 hr	1人当たり	1,341 hr
	雇用労働時間	560 hr		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2. 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2. 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

就農後の定着に向けては、町が主体となって農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組み構築する。

また、営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行えるよう、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業、強い農業づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を

<p>3. 関係機関との連携・役割分担の考え方 就農に向けた情報提供及び就農相談については農業協同組合、技術や経営ノウハウ<u>について</u>の習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</p> <p>4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</p> <p>公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。</p> <p>また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。</p>	<p>効果的に活用しながら、<u>確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに</u>、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>3. 関係機関との連携・役割分担の考え方 就農に向けた情報提供及び就農相談については農業協同組合、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</p> <p>4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 <u>農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。</u></p> <p>公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。</p> <p>また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。</p>
---	--

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
農用地面積の95%程度	

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町の地域特性を十分踏まえ、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設置することとし、開催に当たってはインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プ

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町の農業の持続的な発展を図るため、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
農用地面積の95%程度	

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町の地域特性を十分踏まえ、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設置することとし、開催に当たってはインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プ

ランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を検討する。

- ④ 地域計画の策定に当たって、**都道府県**・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業に実施の基準に関する事項

(1) ~ (9) (略)

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

ランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

- ④ 地域計画の策定に当たって、**北海道**・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業に実施の基準に関する事項

(1) ~ (9) (略)

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

<p>4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>ア 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）<u>（平成 26 年度～令和 5 年度）</u>、草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備））<u>（令和 3 年度～令和 7 年度）</u> など、各種農業経営基盤整備事業の積極的な活用により、安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。</p> <p>イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>ア 事業推進体制等</p> <p>町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年間にわたり、第 1 で掲げた目標や、第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取り組みを目指す。</p> <p>イ 農業委員会等の協力</p> <p>農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、佐呂間町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めものとし、佐呂間町は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>5. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <p>(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>	<p>4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>ア 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）<u>西地区（令和 9 年度～令和 14 年度）</u>、<u>水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）東地区（令和 10 年度～令和 14 年度）</u>、<u>草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備））さろま地区（令和 9 年度～令和 13 年度）</u> など、各種農業経営基盤整備事業の積極的な活用により、安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。</p> <p>イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>ア 事業推進体制等</p> <p>町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年間にわたり、第 1 で掲げた目標や、第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取り組みを目指す。</p> <p>イ 農業委員会等の協力</p> <p>農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、佐呂間町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めものとし、佐呂間町は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>5. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <p>(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>
---	---

<p>第7 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基本構想は、<u>令和5年9月8日</u>から施行する。</p> <p><u>2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p>第7 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基本構想は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p>
---	--